平成２５年（フ）第２９６６号
東京都江戸川区江戸川６丁目19―３―202
債務者　指田　恭子（旧姓近）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９７１号
東京都武蔵野市西久保２丁目22―６　藤ハイツ
債務者　小池　昭子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９７２号
東京都世田谷区新町３丁目20―１―303
債務者　岩崎　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９７７号
神奈川県相模原市緑区東橋本１丁目７―１　グリーンヒル橋本Ｃ201
債務者　大槻　秀修
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９７８号
千葉県千葉市中央区矢作町906―１　テラス長嶋２号
債務者　菊地　幸央
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９８１号
東京都大田区仲六郷４丁目35―１―301
債務者　北畠　慎也
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９８２号
東京都大田区北糀谷１丁目８―10
債務者　塩川　純佳（旧姓平林）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９８８号
東京都杉並区井草３丁目24―12―302
債務者　針谷江身子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９８９号
東京都八王子市上柚木３丁目19―１―309
債務者　守屋　朋果
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９９５号
東京都江東区猿江１丁目２―８―203
債務者　山城　重成
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９９８号
東京都青梅市友田町１丁目1009―22
債務者　長谷川　忍
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３００８号
東京都杉並区上井草２丁目11―３―205
債務者　加藤　久直
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０１０号
東京都国立市富士見台１丁目７―１―９―304
債務者　山鹿　公江
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２６号
大阪府枚方市長尾台２丁目13番５号
債務者　岩崎　貴美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５５号
大阪市港区波除４丁目５番１―302号
債務者　原田佐知子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部